

## ○介護保険負担限度額認定証の更新 【介護保険担当】

### <事業概要>

施設サービスなどの居住費（滞在費）や食費について、所得の低い人には負担が軽減される制度があります。

負担の軽減を受けるためには、市に申請し「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、施設等に提示する必要があります。

これまでは 6 月 30 日が認定証の有効期限であり、7 月 1 日をもって更新を行っていたため、更新が必要な方には、6 月中に案内と申請書を送付していました。制度改正に伴い、平成 27 年度以降の更新は 8 月 1 日をもって行うこととされたため、来年度以降の案内等送付時期は未定です。（経過措置として、平成 26 年度更新分は「平成 26 年 7 月 1 日から平成 27 年 7 月 31 日」までの 13 カ月を有効期間とする認定証を交付しています。）

## ○紙おむつの支給申請 【介護保険担当】

### <事業概要>

利用する月の 1 日現在、在宅の市民で要介護 3 から 5 に認定された人や要介護 1・2 の認定を受け失禁を伴う認知症のある人を対象に、2 カ月に 1 度紙おむつを支給します。ただし、同じ世帯の 65 歳以上の人は合計所得金額が 150 万円未満、65 歳未満の人は市民税が非課税であること、介護保険料を滞納していないこと、介護保険給付制限を受けていないことが条件です。

平成 26 年度に事業の見直しを行い、支給するおむつの金額によっては、自己負担をしていた可能性が生じました。6 月支給分から制度変更を行ったため、4 月に紙おむつの支給を受けていた方に対して、5 月末に案内と新制度に対応する申請書を送付しました。申請の期限は 6 月 9 日。（要綱上の期限は 7 日であるが、今年は 7 日が土曜日であったため。）

## ○介護保険料額決定通知書の送付 【介護保険担当】

当該年度の市民税賦課状況が 6 月に確定するため、それを受けて、介護保険第 1 号被保険者に対して「介護保険料額決定通知書」を送付します。平成 26 年度は 6 月 13 日に発送しました。

なお、この通知は保険料額のお知らせであり、普通徴収で保険料を納付する方への納付書は別途（奇数月に）送付しています。

## ○配食サービスへの助成に係る継続申請 【いきいき福祉担当】

### <事業概要>

調理が困難かつ一定の所得に満たない65歳以上のみの世帯、または65歳以上で要介護4・5の認定を受けている人が、市指定の配食業者が行う配食サービスを利用する際に、一部助成をします。

サービス利用期間の満了日が6月末日であり、利用を継続するためには満了日の10日前までに継続申請を行う必要があります。平成26年度は6月初旬に案内と申請書を送付しました。

## ○一人暮らし高齢者登録をしている方への訪問巡回の案内 【いきいき福祉担当】

### <事業概要>

65歳以上で一人暮らしの人の情報を、本人の希望により市に登録し、見守りや災害時の連絡など、生活を支援するサービスに役立てます。

一人暮らし高齢者登録をしている方のうち、市が提供する定期的な高齢者サービス（配食サービスへの助成、緊急通報装置の貸出し）や介護保険の在宅サービスを利用しておらず、かつ生活保護を受けていない方に対して、地域包括支援センターの職員が巡回する旨の案内を市から送付します。平成26年度は7月初旬に送付しました。